



2019年1月21日

各 位

会 社 名 イオンフィナンシャルサービス株式会社
代表者名 代表取締役社長 河原 健次
(コード番号 8570 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 経営管理担当 若林 秀樹
(TEL 03-5281-2057)

臨時株主総会の開催及び臨時株主総会招集のための基準日設定 並びに定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日公表いたしましたとおり、本日開催の取締役会において2019年4月1日(予定)グループ内組織再編を実施することを決議いたしました。

また、これに伴い、本日の取締役会において、2019年3月15日に臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を招集すること並びに「吸収分割契約承認の件」および「定款一部変更の件」を本臨時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会の日時・場所及び目的事項について

(1) 本臨時株主総会の日時・場所

日時 2019年3月15日(金) 午前10時

場所 東京都中央区日本橋2-7-1 東京日本橋タワー ベルサール東京日本橋 5Fホール

(2) 本臨時株主総会の目的事項

第1号議案 吸収分割契約承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

2. 本臨時株主総会招集のための基準日設定について

本臨時株主総会において議決権を行使することができる者を確定するため、2019年2月5日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使できる者とし、以下の通り基準日に関する公告をいたします。

(1) 基準日 2019年2月5日

(2) 公告予定日 2019年1月21日

(3) 公告方法 電子公告により、当社ホームページの株主・投資家情報サイト内にある「電子公告」欄に掲載いたします。

3. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

当社は、2019年4月1日(予定)に、銀行持株会社から事業会社へ移行する予定です。これに伴い、現行定款第2条(目的)を変更するものです。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会における上記第1号議案が承認可決されること及び法令上必要な関係当局の許認可等が得られること等により、吸収分割の効力が発生することを条件としてそ

の効力が生じるものとします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は下記の通りです。

現行定款	変更案
第1条 (条文省略) (目的) 第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 1. 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理およびこれに附帯する業務 2. 前号に掲げる業務のほか銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務 第3条～39条 (条文省略)	第1条 (現行通り) (目的) 第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 <u>1. 株式を所有することにより、当該会社の事業活動を管理する業務</u> <u>2. 投資業</u> <u>3. クレジットカード業及び当該業務に関わる付随業務</u> <u>4. 資金の貸付、有価証券等の金融商品及び金融派生商品の保有、運用、管理及び売買業</u> <u>5. ポイント及び仮想通貨等の運営業</u> <u>6. 信用保証、集金代行及び計算事務代行業</u> <u>7. 電子機器及びシステムソフトウェアの開発、製造、販売、賃貸、修理及び保守業</u> <u>8. 不動産等の資産の賃貸業</u> <u>9. 個人向け商品の生産、製造及び販売業務</u> <u>10. 個人向けサービスの開発及び販売並びに仲介業</u> <u>11. 企業向け商品の生産、製造及び販売業</u> <u>12. 企業向けサービスの開発及び販売並びに仲介業</u> <u>13. 前各号に付帯または関連する一切の業務</u> 第3条～39条 (現行通り)

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日

2019年3月15日

定款変更の効力発生日

2019年4月1日 (予定)

以上